

反社会的勢力排除に関する取組みについて

2023年7月1日

ニプロ株式会社

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

近年、暴力団などの反社会的勢力は、一般の企業活動を装い、証券取引や不動産取引等の経済活動を通じて巧妙な活動を繰り返しています。当社は、社会的責任の観点から、これら反社会的勢力を社会から完全に排除し、秩序ある安全な市民社会の構築を目指すべく、一切の関係を排除するとともに、威嚇や不当要求に屈することのない毅然とした対応で臨むことを会社の基本方針にしております。

□反社会的勢力に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力による事業活動への関与を防止するため、役員および従業員に共有しているコンプライアンスハンドブックに暴力団や総会屋などの反社会的勢力に対する関係の一切排除を定め、順守するよう徹底しております。

また、従業員等の安全確保と被害の未然防止を図るという企業防衛の観点から、有事の場合に備え民事介入暴力その他の刑事犯罪に対処するための「企業防衛対策マニュアル」を制定、企業内イントラネット上に掲載し役員および従業員がいつでも参照できる状況にしております。

当社では、コンプライアンスリスク管理の一環としてコンプライアンス委員会を置き、その事務局であるガバナンス統括本部が各事業部におけるコンプライアンスリスク事案の発生に対し適宜の情報提供と関係機関との連絡、調整を行っています。

ガバナンス統括本部では、平素より所轄警察署や暴力追放運動推進センターなど外部機関との連携強化を図るとともに、企業防衛対策協議会に参加し各社の企業防衛に対する取組内容等の研修や意見交換に努めるほか、それらの情報を活用し反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築しております。また、具体的に不当要求事案その他民事介入暴力が疑われる事案が発生した場合に備え、弁護士その他の専門家に相談する体制を整備し、また所轄警察署や関係官庁との連携により適切な対応が行えるよう常日頃から関係強化を図り、組織全体として反社会的勢力の根絶に取り組んでおります。

以上

<改定履歴>

制定：2009年6月1日

改定：2023年7月1日